

名古屋市交通局管理規程第24号

乗合自動車内発売乗車券等取扱規程（昭和57年名古屋市交通局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年10月1日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

第2条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「前項第5号」を「前項第4号」に改める。

第3条中「この場合において」の次に「、料金箱から乗車券等を発売することができる場合を除き」を加える。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、料金箱から乗車券等を発売することができる場合は、この限りでない。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。